

令和4年度運用（付利）結果のお知らせ《印字例》

〒105-8010

東京都港区西新橋1丁目6番21号

農年太郎様

カスタマバーコード欄

プリント管理番号欄

新制度の保険料や国庫補助に対して、令和4年度決算に基づき実施した年度末付利の結果が、以下のとおりとなりましたのでお知らせします。

令和5年6月26日

独立行政法人農業者年金基金

理事長 黒田 夏樹 公印

被保険者記号番号

XXXXXXXXXXXXXXXXXX

1. 付利額などのお知らせ

(単位：円)

		令和4年3月末 (前年度末)	前年度末 (修正後)	令和5年3月末 (当年度末)	当年度増減
農業者 老齢年 金	計	3,620,283	—	3,860,283	240,000
	保険料納付額	2,680,000	—	2,920,000	240,000
	付利額	940,283	—	940,283	0
特例 付加年 金	計	3,055,976	—	3,055,976	0
	国庫補助額	2,160,000	—	2,160,000	0
	付利額	895,976	—	895,976	0
合計	計	6,676,259	—	6,916,259	240,000
	保険料納付額	2,680,000	—	2,920,000	240,000
	国庫補助額	2,160,000	—	2,160,000	0
	付利額	1,836,259	—	1,836,259	0

(注) 1. 特例付加年金は、受給要件を満たした場合(原則65歳に達し、かつ、経営継承等により農業を営む者でなくなる場合)に年金として支給されます。

2. 前年度末(修正後)欄には令和4年3月以前に遡及して被保険者資格の変更があった方に限り、変更後の前年度末付利額等が印字されています。

2. 保険料の納付状況などのお知らせ

日付	事項	保険料納付額 (農業者老齢年金)	国庫補助額 (特例付加年金)	摘要
R 4. 3. 31	前年度末合計額	円 3,620,283	円 3,055,976	
R 4. 4. 25	R 4年 3月分保険料	20,000	0	
R 4. 5. 23	R 4年 4月分保険料	20,000	0	
R 4. 6. 23	R 4年 5月分保険料	20,000	0	
R 4. 7. 25	R 4年 6月分保険料	20,000	0	
R 4. 8. 23	R 4年 7月分保険料	20,000	0	
R 4. 9. 26	R 4年 8月分保険料	20,000	0	
R 4. 10. 24	R 4年 9月分保険料	20,000	0	
R 4. 11. 24	R 4年 10月分保険料	20,000	0	
R 4. 12. 23	R 4年 11月分保険料	20,000	0	
R 5. 1. 23	R 4年 12月分保険料	20,000	0	
R 5. 2. 24	R 5年 1月分保険料	20,000	0	
R 5. 3. 23	R 5年 2月分保険料	20,000	0	
R 5. 3. 31	R 4年度付利額	0	0	R 4年度運用分
R 5. 3. 31	当年度末合計額	3,860,283	3,055,976	今回通知額

《印字例の説明》

モデルケースを設定して、モデルケースの方の「令和4年度運用（付利）結果のお知らせ」に印字される金額を記載してあります。

・モデルケース

- ① 新制度発足時（平成14年1月）に20歳で加入し、現在も加入を継続
- ② 平成28年12月分まで：保険料月額1万円、国庫補助1万円
平成29年1月分より：保険料月額1万4千円、国庫補助6千円
令和4年1月分より：保険料月額2万円
(平成29年1月に35歳、令和4年1月に40歳に到達したため、保険料及び国庫補助額が変更)
- ③ 保険料は、毎月期限どおりに納付

(裏面に、このお知らせの見方があります。)

○ 「付利額などのお知らせ」の見方

前年度末の額を表示する欄です。

前年度末以前に遡及して資格が変更され、前年度末の付利額等が修正された場合に使用する欄です。該当する方のみ数字が入ります。

保険料、国庫補助額、それらの付利額の累計額をお知らせする欄です。

今回の増減額をお知らせする欄です。前年度末の額が修正された場合には、修正後の額からの増減になります。

農業者老齢年金の原資になる保険料やその付利額についての欄です。

特例付加年金の原資になる国庫補助やその付利額についての欄です。
特例付加年金は、経営継承などの受給要件を満たした場合に支給されます。

農業者老齢年金と特例付加年金の合計欄です。

1. 付利額などのお知らせ

(単位:円)

		令和4年3月末 (前年度末)	前年度末 (修正後)	令和5年3月末 (当年度末)	当年度増減
農業者老齢年金	計				
	保険料納付額				
	付利額				
特例付加年金	計				
	国庫補助額				
	付利額				
合計	計				
	保険料納付額				
	国庫補助額				
	付利額				

付利額は、運用収入（運用コスト控除後）に制度上必要な調整等を加えた額を、個人ごとの期間中に運用した額の平均額に応じて、按分した額です。（付利額の算定方法を参照）

○ 「保険料の納付状況などのお知らせ」の見方

「保険料の納付状況などのお知らせ」では、年度中の保険料納付額や国庫補助額の増減、付利額の増減をお知らせします。

事項欄には、保険料の納付などの増減に関わる事項が、日付欄には、納付日や処理日などが表示されます。

保険料納付額欄と国庫補助額欄には、その増減額が、摘要欄には、必要な場合に補足する情報が表示されます。

ただし、前納保険料については、農業者年金基金が一旦お預かりして、毎月、保険料に振り替えますので、12月の前納保険料額と年度末時点にお預かりしている残額を最後にまとめてお知らせしています。

2. 保険料の納付状況などのお知らせ

日付	事項	保険料納付額 (農業者老齢年金)	国庫補助額 (特例付加年金)	摘要
R 4. 3. 31	前年度末合計額	円	円	
R 4. 4. 25	R 4年 3月分保険料			
R 4. 5. 23	R 4年 4月分保険料			
R 4. 6. 23	R 4年 5月分保険料			
R 4. 7. 25	R 4年 6月分保険料			

区分	日付欄表示内容	事項欄表示内容	摘要欄表示内容
保険料の毎月納付	納付日	Ryy年mm月分保険料	
前納保険料を毎月末に保険料に振替	月末日	Ryy年mm月分(前納)	
保険料の遡及納付	納付日	保険料遡及納付	Ryy. mm~Ryy. mm分保険料
国庫補助の遡及助成	処理日	国庫補助追加	Ryy. mm~Ryy. mm補助分
保険料の還付	処理日	保険料還付	Ryy. mm~Ryy. mm分保険料
前納保険料の振替取消	処理日	前納保険料振替取消	Ryy. mm~Ryy. mm振替分
国庫補助返還	処理日	国庫補助返還	Ryy. mm~Ryy. mm補助分
資格の遡及変更等に伴う過年度付利額の調整	日付表示なし	過年度付利調整額	資格の遡及変更等に伴う調整
前年度末合計額	前年度末日	前年度末合計額	
当年度付利額	年度末日	Ryy年度付利額	Ryy年度運用分
当年度末合計額	年度末日	当年度末合計額	今回通知額
前納保険料の納付(金額欄はカッコ書き)	納付日	Ryy年前納保険料	各月末に保険料に振替
前納保険料残高(金額欄はカッコ書き)	年度末日	前納保険料残高	Ryy. mm~Ryy. mm分残高

○ 付利額の算定方法

付利額の計算では、まず、全体の付利の原資になる額を決めます。この額は運用収入(運用コスト控除後)から、①前納保険料の割引額(0.1%相当)、②年金や死亡一時金を裁定した方への付利額、③年度末付利の対象者や給付を裁定した方の付利準備金繰入額、④年度末付利の対象者や給付を裁定した方の調整準備金繰入額などを調整したあとの額になります。

次に、個人ごとの保険料や国庫補助などの平均額(平均残高)に、付利率を乗じて付利額を求めます。付利率は、全体の付利の原資を全体の平均残高の合計額で割って求めるもので、令和4年度は年0.00%になりました。

平均残高は、月単位で計算を行い、毎月運用した額の年間の平均額に相当します。このため、毎月納付の保険料は、翌月23日を基準に納付され、翌々月1日から平均残高の算定の基礎になります。また、前納保険料の場合は、お預かりしている額から、毎月末日に、保険料に振り替えますので、その翌月1日から平均残高の算定の基礎になります。

農業者年金加入者の皆様へ

令和 5 年 6 月

(独)農業者年金基金

皆様には、日頃より、農業者年金の運営にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

農業者年金の新制度では、年金裁定の際に、それまで皆様が納めた保険料とその運用収入の合計額（年金原資）に基づいて年金額を計算しますが、年金裁定までの間は、毎年3月末現在での年金原資の積み立て状況を農業者年金基金から皆様に直接お知らせしております。

今回のお知らせは、令和4年4月から令和5年3月までの1年間の農業者年金の運用結果と、加入されてから令和5年3月までの皆様が納めた保険料とその運用収入の積み立て状況をお知らせするものです。

(なお、旧制度に関する内容はこのお知らせには含まれておりません)

さて、基金では、皆様からお預かりした保険料やその運用収入について、国内外の債券や株式への分散投資を行っております。令和4年度の運用につきましては、米国での金融引き締めなどを背景に国内外の債券価格が下落したことなどから-1.08%の運用実績でしたが、付利原資のマイナス相当額を付利準備金から補てんした結果、付利利率は0.00%となりました。

皆様への付利額につきましては、同封の「令和4年度 運用（付利）結果のお知らせ」をご確認下さい。

当基金が行っております年金資産の運用については、金融・経済情勢等の運用環境の影響により、短期的には、運用成績がプラスになる年やマイナスになる年がありますが、長期的な運用により安定した運用収益を上げることが期待されます。

今後とも安全で効率的な運用を基本とし、基金の役職員一同、一層尽力して参りますので、皆様のご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

【裏面に、今回のお知らせに同封した資料のご説明があります】

今回のお知らせに同封した資料についてご説明致します。

○農業者年金加入者の皆様へ（この資料）

当基金から加入者の皆様へのご挨拶とこのお知らせについての説明です。

○令和4年度 運用（付利）結果のお知らせ

新制度に関する令和4年4月から令和5年3月までの1年間の農業者年金の運用結果と、新制度に加入されてから令和5年3月までの皆様が納めた保険料やその運用収入の積み立て状況です。

○令和4年度の農業者年金の運用状況について

令和4年度の資産運用の結果と運用状況についての説明です。

○皆様からのご質問にお答えします

今回のお知らせに関して、加入者の皆様からよく頂くご質問などとその回答をまとめた資料です。

○自然災害等により被害を受けられた場合

自然災害等により、農業被害を受けられた皆様へ、農業者年金の保険料の取扱い等についてのご案内です。

令和4年度の農業者年金の運用状況について

資産運用の実績

みなさまからお預かりした保険料や国庫補助金等の資産を運用した結果、令和4年度末の運用収入は一約28.4億円、収益率は-1.08%、時価総額は約2,650億円となりました。



単位：百万円

令和4年度の資産運用実績

資産	運用収入	収益率(注1)	時価総額
国内債券	-1,402	-0.95%	143,290
国内株式	1,845	5.66%	33,436
外国債券	-4,044	-8.88%	51,511
外国株式	818	2.31%	35,824
短期資産(注2)	-57	-	930
合計(注3)	-2,839	-1.08%	264,991

(注1)収益率は、期間中に発生した利息や配当収入、債券・株式の売買及び株価変動等による損益を含めた収益率(修正総合利回り)です。

(注2)短期資産の運用収入のマイナスは、運用受託機関に対する信託報酬等を支出したことによるものです。

(注3)四捨五入の関係で合計欄の数値が合わない場合があります。

<農業者年金の直近10年間の運用利回り>

単位：%

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	
資産	国内債券	1.07	2.16	3.41	-0.25	0.84	1.39	0.24	-0.16	-0.68	-0.95
	国内株式	19.84	30.30	-10.65	14.81	18.99	-4.39	-9.19	41.41	1.78	5.66
	外国債券	14.31	11.98	-2.75	-5.08	4.21	3.29	7.25	-2.10	-5.25	-8.88
	外国株式	31.91	23.15	-8.46	14.41	10.95	9.81	-12.27	59.35	21.61	2.31
全体	7.75	8.78	-0.69	3.26	4.75	1.71	-2.08	10.82	2.39	-1.08	

※直近10年間の運用利回りの平均は、年率3.48%です。

なお、新制度発足以降の21年間の運用利回りの平均は、年率2.74%です。

令和4年度の付利について

運用の結果得られる収入等を、加入者のみなさま一人ひとりに配分することを「付利」といいます。

令和4年度末の付利では、以下の図のように、運用収入（一約28億3千9百万円）から制度的に必要な額（約8千6百万円）を引き、付利準備金からの補てん額（約29億2千5百万円）を足して、付利原資（0円）を求めます。付利原資が0円であることから、令和4年度におけるみなさまへの付利額は0円となりました。

みなさまの令和4年度末における年金原資の積み立て状況につきましては、このパンフレットに同封させて頂いた「令和4年度 運用（付利）結果のお知らせ」（付利通知）をご確認ください。

運用収入 一約28億3千9百万円

運用収入からの控除等 一約8千6百万円

- ・前納保険料割引額 一約2百万円
- ・裁定者への付利額 一約2千3百万円
- ・準備金繰入額 一約0百万円
- ・その他加算・控除等 一約6千1百万円

付利準備金からの補てん額
約29億2千5百万円

付利原資 0円

令和4年度中の運用額・運用期間に応じて
付利原資を配分

令和4年度付利率 0.00%

加入者ごとの付利額(付利通知に記載)

直近10年間の付利率の推移

年度	付利率
平成25年度	7.13%
平成26年度	8.03%
平成27年度	-0.76%
平成28年度	2.98%
平成29年度	4.42%
平成30年度	1.63%
令和元年度	-2.22%
令和2年度	9.81%
令和3年度	2.22%
令和4年度	0.00%

令和4年度運用（付利）結果のお知らせ《印字例》

〒105-8010
東京都港区西新橋1丁目6番21号

農 年 太 郎 様

〆スタマバコード欄
プリント管理番号欄

新制度の保険料や国庫補助に対して、令和4年度決算に基づき実施した年度末付利の結果が、以下のとおりとなりましたのでお知らせします。

令和5年6月26日
独立行政法人農業者年金基金
理事長 黒田 夏樹 公印

被保険者記号番号
XXXXXXXX-XXXXXXXXXXXX

1. 付利額などのお知らせ

	令和4年3月末 《前年度末》	前年度末 《修正後》	令和5年3月末 《当年度末》	当年度増減
運用	3,620,283	—	3,620,283	240,000
控除	2,680,000	—	2,920,000	240,000
付利	940,283	—	940,283	0
特別	3,055,976	—	3,055,976	0
付加	2,160,000	—	2,160,000	0
原資	895,976	—	895,976	0
合計	6,676,259	—	6,916,259	240,000
控除	2,680,000	—	2,920,000	240,000
国庫補助	2,160,000	—	2,160,000	0
付利	1,836,259	—	1,836,259	0

(注) 1. 特別付加金は、受給要件を満たした場合(原則65歳に達し、かつ、経歴補正等により農業者年金に等しくなる場合)に年金として支給されます。

2. 前年度末(修正後)欄には、令和4年3月以前に遡って補償資格の変更があった方に限り、変更後の前年度末付利額が印字されています。

2. 保険料の納付状況などのお知らせ

日付	事項	保険料納付額 (農業者老齢年金)	国庫補助額 (特別付加年金)	摘要
R.4.3.31	前年度末合計額	3,620,283	3,055,976	
R.4.4.25	4年3月分保険料	20,000	0	
R.4.5.23	4年4月分保険料	20,000	0	
R.4.6.23	4年5月分保険料	20,000	0	

付利準備金からの補てんについて

農業者年金では、マイナス運用のリスクに備えて、①65歳以上の年金裁定時に、付利累計額がマイナスとなる方のマイナス相当額を補てんする仕組み、②各年度の付利原資がマイナスとなった場合に、マイナス相当額を補てんする仕組みを設けています（詳しくは、同封している「皆様からのご質問にお答えします」をご覧ください）。

令和4年度の運用利回りは-1.08%となりましたが、②の仕組みを活用して、約29億2千5百万円の補てんを行うことにより、付利利率を0.00%に抑えることができました。

年金資産の運用は、金融・経済情勢等の運用環境の影響により、運用成績がプラスになる年やマイナスになる年がありますが、農業者年金では、こうした仕組みにより、お預かりしている年金原資を安定的に確保していくことが期待できます。

安全性に配慮した運用を行っています

年金資産の運用は、長期的な視点から安全で効率的に行うことが大切なため、運用資産に対する投資割合などの運用の基本的な方針を定め、それに従って運用することが一般的です。

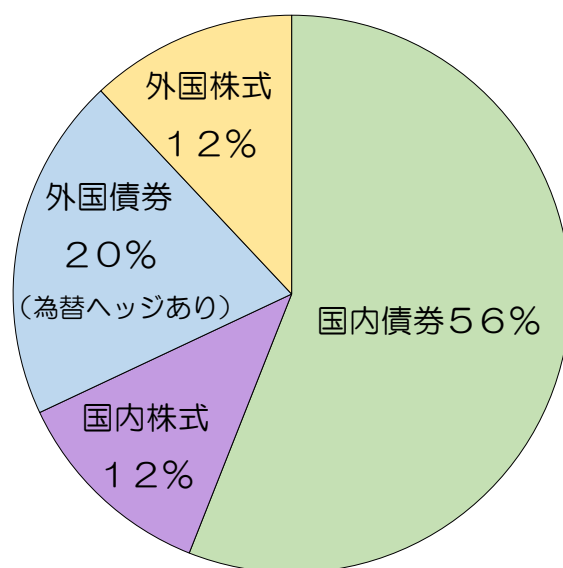
農業者年金基金の運用については、農林水産大臣の認可を得て策定した「年金給付等準備金運用の基本方針」に基づいて行っております。

この中で、年金資産の性格の違いに応じたポートフォリオに区分して管理・運用を行っており、加入者のみなさまの資産は「被保険者ポートフォリオ」において、リスクを抑えるために資産の過半を安全性の高い国内債券で運用し、さらにその一部を時価変動の影響を受けない満期保有として自家運用することで、利回りの変動が大きくなるようにしていません。

また、自家運用以外の国内債券、国内株式、外国債券、外国株式については、信託銀行に委託して運用し、市場平均並みの収益を目指す運用（パッシブ運用）を行っています。

資金の運用の状況につきましては、このパンフレットでお知らせするほか、四半期ごとに農業者年金基金のホームページで公表しております。

農業者年金の資産構成割合



専門家のご意見

令和4年度の運用について、米欧の長期金利が大幅に上昇し、内外債券市場が年度を通じて下落する環境でした。労働力不足やロシアのウクライナ侵攻に伴う資源高などの要因によって世界的に進行したインフレを抑制させるために、米欧の中央銀行は政策金利をハイペースで引き上げました。政策金利引き上げに先行して米欧の長期金利が上昇し、債券価格は下落しました。米欧の政策金利引き上げは、為替レートを大幅に円安方向に変動させることとなり、10月には一時1ドル＝150円台と32年ぶりの円安水準となりました。10月以降、米国のインフレが鈍化したことで、FRB（連邦準備制度理事会）による利上げが早期に打ち止めになるとの期待が高まり、海外の長期金利上昇や円安は一服しました。国内の長期金利は、日本銀行がコントロールする長期金利変動幅の範囲での変動に留まっていたましたが、その変動幅を12月に0.25%から0.50%に引き上げたことで国内長期金利は大幅に上昇し、国内債券の価格は一時大きく下落しました。3月に発生した米國中堅銀行の破綻などで不安感が広がり、国内の長期金利は上昇幅を縮め期末を迎えました。

農業者年金基金の資産運用は安全性を重視して、被保険者のためのポートフォリオでは、債券の保有比率を高め、比較的リスクの高い株式等にも分散投資されています。

債券と株式を組み合わせた運用を行う理由は、収益が上下に振れるタイミングが違う投資対象を組み合わせることで、資産全体で長期的に安定した運用収益が得られると期待されるからです。また、近年我が国の金利は超低水準となっており、過度に安全性を重視した運用では、かえって資産全体の収益低下につながる可能性があります。一般的に株式は短期的にみると、リターンの振れが大きくマイナスになることもありますが、長期的にみると債券を上回るリターンが期待されます。

農業者年金基金の資産運用は、制度の特性を勘案して策定された運用方針に基づき適切な運用が行われており、安全性と収益性のバランスを考慮しつつ、市場環境の変化に即した資産運用が実践されているといえます。

みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 年金コンサルティング部

主席コンサルタント 川名 巨樹

みなさまへのお願い

農業者年金制度は、農業者なら広く加入できること、終身年金であること、税制上の優遇措置などメリットも多い制度です。

ご家族やご近所などの加入資格のある方で、まだ加入されていない方がいらっしゃいましたら、ぜひ加入を勧めていただきますようお願いいたします。

このパンフレットや付利結果のお知らせについてのお問合せは下記にお願いします。なお、資金の運用の状況につきましては、このパンフレットでお知らせするほか、四半期ごとに農業者年金基金のホームページで公表しております。

独立行政法人 農業者年金基金 〒105-8010 東京都港区西新橋1-6-21

03-3502-3898 (資金部 企画課)

03-3502-3199 (専門相談員)

03-3502-3946 (業務部 適用・収納課)

ホームページアドレス <https://www.nounen.go.jp>



皆様からのご質問にお答えします

今回お送りしました付利通知の内容について、加入者の皆様からよくいただくご質問とその回答をまとめましたので、ご覧ください。

Q：なぜ付利通知が送られてくるのですか？

A：納めた保険料やその運用結果などを確実にお知らせするためです。

農業者年金は、保険料や加入期間に応じて、事前に受け取る年金額が決まっている制度とは違い、皆様が納めた保険料とその運用収益を合計した金額によって受け取る年金額が事後に決まる制度です。このような年金制度を「確定拠出型」と言います。

確定拠出型の年金制度では、納めた保険料とその運用収益を合計した金額が将来受け取る年金額に大きな影響を与えます。このため、それぞれの加入者の方に保険料などの積み立て状況を毎年通知させていただいております。

Q：農業者年金から脱退したのですが、なぜ付利通知が送られてくるのですか？

A：年金を受け取るまでの間の運用結果等をお知らせするためです。

農業者年金においては、60歳になられた方や途中脱退された方におかれましても、年金を実際に受け取るまでの間は、納められた保険料などが引き続き運用されておりますので、付利通知が送付されます。なお、脱退一時金をお支払いする制度はありません。

Q：なぜ令和4年度の運用利回りはマイナス運用になったのですか？

A：米国の金利が大幅に上昇した影響などにより、債券価格が下落したためです。

令和4年度は、国内株式、外国株式はプラスとなったものの、米国の長期金利が大幅に上昇した影響などにより、国内外の債券価格が下落したことなどから、運用全体ではマイナス（-1.08%）の運用利回りとなりました。

Q：付利利率0.00%というのはどんな意味なのですか？

A：皆様に配分される運用収入の額が0円という意味です。

令和4年度の付利利率は0.00%となりました。これは、加入者の皆様に配分（付利）される令和4年度の運用収入の額が0円となったことを意味します。なお、今後運用環境が改善しプラスの付利利率となった場合は、積立額にプラスの付利額分の金額が加算されることとなります。

Q：マイナス運用への対応は何かありますか？

A：マイナス運用を補う2つの仕組みがあります。

農業者年金では、マイナス運用を補う仕組みとして、付利準備金の残高を限度に、

- ① 65歳以上の年金裁定時に、付利累計額がマイナスとなる方のマイナス相当額を付利準備金から補てんする仕組み
- ② 各年度の付利原資がマイナスとなった場合に、マイナス相当額を付利準備金から補てんする仕組み

の2つを設けています。

この付利準備金は、一定水準以上の運用成績が得られた場合に運用収入の一部を積み立てています。

こうした仕組みにより、農業者年金はマイナス運用のリスクに備えています。

なお、①の補てんを優先しており、②の補てんは付利準備金が必要な水準を確保できるまでは行いません（令和4年度においては、付利準備金が必要な水準に達したことから、②の補てんを行うことができました）。

Q：マイナス金利政策が続いていますが、農業者年金の運用は大丈夫なのですか？

A：マイナス金利に対し、運用利回りを確保するなどの工夫を行っています。

日本銀行のマイナス金利政策の影響もあり、国債の利回りが低い状況が続いていますが、基金では、債券の金利や株価、為替が変動することを前提に、各投資対象資産のリスクとリターンの特性を踏まえた最適な資産構成割合（政策アセットミクス）を定め、その構成割合を維持するように分散投資を行っています。

国内債券の運用については、自家運用において、マイナス利回りの債券の購入を行わないことなどの工夫をしています。

今後とも、市場の状況を注視し、その時々で取り得る最善の対策を講じるように努めてまいります。

Q：旧制度の年金額等について知りたいのですが。

A：農業委員会またはJAの窓口にお問い合わせください。

お手数ですが、お住まいの地域の農業委員会又はJAにご本人確認ができるものをお持ちの上、お問い合わせください。なお、旧制度の概要についてのお問合せは、基金の専門相談員でも受け付けております。

自然災害等により被害を受けられた場合

台風、豪雨及び地震などの自然災害が毎年発生しております。
また、新型コロナウイルス感染症の影響による収入激減等で農業経営にも支障が発生しております。

自然災害等で被害を受けられた皆様に心からお見舞い申し上げます。

被害を受けられた場合、皆様とご家族の一刻も早い生活の再建を支援するため、農業者年金業務の取扱いについてお知らせします。

○ 保険料の振替停止

保険料の引き落としを停止する場合は、任意脱退申出書を提出することにより、過去の未納分を除いて、基金の事務処理終了後に引き落としが停止となります。

基金への申出以前に保険料の引き落としを希望されない方は、JAにおいて、保険料の預金口座振替停止又は解除の手続きを振替日(毎月23日:休日の場合は翌営業日)より前に行うことにより保険料の引き落としを停止することが可能です(詳しくはJAにご相談下さい)。

また、JA預金口座の残高が保険料月額より少額の場合も、保険料は引き落としされません。翌月に未納分も合わせて引き落としします。

なお、保険料は、納付期限の翌日から起算して2年を経過した時に時効により納付ができなくなりますのでご注意ください。

特に、政策支援加入の方は、特例付加年金の受給要件である20年以上の納付済期間等を満たさなくならないようご注意ください。

任意脱退等の基金の事務処理は、通常1ヶ月程度かかりますので、その間に保険料の引き落としが行われた場合、任意脱退月分以降の保険料については、過去の未納分を除いて、後日還付手続きをさせていただきます。

○ 保険料の額の変更

通常加入の方は、2万円(35歳未満かつ一定の要件を満たす方は1万円。以下同じ。)を超える保険料額は、保険料額変更申出書を提出することにより、保険料額を2万円まで減額できます。

○ 国民年金保険料の納付免除と農業者年金との関係

被災等により国民年金の保険料が全額又は一部免除となった場合は、免除期間内は、農業者年金の資格も喪失しますので、資格喪失届出書の提出をお願いします。

○ 経営継承における自然災害等の被害を受けた農地等及び農業用施設の取扱い

特例付加年金を受給するに当たり、自然災害等の被害を受けた農地等については、基準日前及び基準日後にかかわらず、その自然災害等によって耕作することが困難となり、現在は一時的にその農地等を利用していない状況であっても、当該農地等は処分対象農地等に含みます。

また、特定農業用施設又は一般農業生産施設が自然災害等の被害を受けて修復が困難である場合については、全て一般農業生産施設として取り扱います。

このため、当該農地等及び当該農業用施設を含めて経営継承することにより、特例付加年金を受給することができます。

○ 特定処分対象農地等の取扱い

①特定処分対象農地等が被災し、滅失又は農地等として耕作若しくは養畜の事業を行うことが著しく困難となったことにより、農業委員会の確認を受けた上で、当該特定処分対象農地等の返還を受けた場合、②受給権者の居住する住宅（特定住宅）の全部又は一部が被災を受け、良好な生活環境を維持することが困難となったことにより、その日から1年以内にその土地に代わって特定処分対象農地等を特定住宅に供することとなった場合、③地方公共団体又は災害対策基本法に規定する指定公共機関若しくは指定地方公共機関が行う非常災害の応急対策又は復旧であって、当該機関の必要な施設（仮設住宅、ライフラインのための施設、がれき等置き場等）の敷地に供することとなった場合は、支給停止除外事由に該当します。

○ その他

不明な点等がありましたら、お気軽にお近くのJA又は農業委員会や基金にお問合せ先ください。

お問い合わせ先

独立行政法人 農業者年金基金

保険料関係	適用・収納課	TEL 03-3502-3944
裁定請求関係	給付課 裁定班	TEL 03-3502-3945
支給停止関係	給付課 年金調整班	TEL 03-3502-3945

※ 一般的な相談は、TEL 03-3502-3199(専門相談員)でもお受けしております。